

佐倉市教育委員会規則第 号

佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項の規定に基づき、市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に在籍する幼児（以下「園児」という。）に対し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業（以下「預かり保育」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 預かり保育を利用できる園児の定員は、次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、教育委員会は、これを変更することができる。

名称	定員
佐倉市立佐倉幼稚園	30人
佐倉市立和田幼稚園	15人
佐倉市立弥富幼稚園	15人

(対象園児)

第3条 預かり保育を利用できる園児は、次の各号のいずれかに該当する園児であって、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものとする。

- (1) 保護者が家事以外の就労又は就学をしている園児
- (2) 保護者が家族の定期的な通院、看護又は介護を行っている園児
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が預かり保育の実施が必要と認める園児

(事業を行わない日)

第4条 預かり保育は、次に掲げる日においては、実施しない。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 佐倉市立幼稚園管理規則（昭和39年佐倉市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第14条に規定する休業日（同条第1項第2号の夏季休業日を除く。）
  - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が指定した日
- （実施時間）

第5条 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、教育委員会は、これを変更することができる。

- (1) 幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後において実施する場合 当該終了後から午後5時まで
  - (2) 規則第14条第1項第2号の夏季休業日（登園する日を除く。）において実施する場合 午前9時から午後5時まで
- （申込み及び決定）

第6条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、預かり保育を利用しようとする日の属する週の前週の月曜日から預かり保育を利用しようとする日の午前9時までに、預かり保育利用申込書（別記様式第1号）により教育委員会に申し込まなければならない。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、別に定める基準に従って預かり保育の利用の承認又は不承認を決定し、その結果を預かり保育利用承認・不承認決定通知書（別記様式第2号）により当該申込みを行った保護者に通知するものとする。

3 前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者は、預かり保育利

用者登録カード（別記様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（変更の申込み及び決定）

第7条 前条第2項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者は、預かり保育を利用しようとする日時を変更しようとするときは、預かり保育利用変更申込書（別記様式第4号）により教育委員会に申し込まなければならない。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、別に定める基準に従って預かり保育の利用の変更の承認又は不承認を決定し、その結果を預かり保育利用変更承認・不承認決定通知書（別記様式第5号）により当該申込みを行った保護者に通知するものとする。

（辞退届）

第8条 第6条第2項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育利用辞退届（別記様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

（1）預かり保育を利用しなくなったとき。

（2）園児が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（解除）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の実施を解除することができる。

（1）預かり保育の対象となる園児が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2）預かり保育を実施することが困難であると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による解除をするときは、預かり保育利用解除通知書（別記様式第7号）により保護者に通知しなければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に佐倉市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成18年佐倉市教育委員会告示第1号）の規定により教育委員会に対してした申請その他の行為又は教育委員会がした決定その他の行為は、この規則の相当規定により教育委員会に対してした申請その他の行為又は教育委員会がした決定その他の行為とみなす。